

財団法人 横浜市学校給食会のあり方について

1 学校給食会の沿革について

- 昭和22年7月 戦後の学校給食普及推進のため、市教育局の補助団体として、横浜市学校給食委員会が設立。
- 昭和24年6月 県学校給食会設立に伴い、市学校給食委員会は、県給食会横浜支部となり、物資代の収納、支払等の業務を担う。
- 昭和27年4月 アメリカからの援助物資により、完全給食が実施されるようになり、県給食会から県下各都市へ業務の移管が行われた。それに伴い、学校給食委員会の機構を整備し、横浜市学校給食会と改称。引き続き、諸事業を行うこととした。
- 昭和29年6月 学校給食法制定。
- 昭和30年10月 給食会の業務も年々増大し、内容も複雑多岐にわたるようになった。公益事業を行う性格を明確にし、責任体制を確立するため、法人設立を申請し、10月25日認可を受けた。
- 昭和31年4月 良質低廉な学校給食物資の確保と給食関係教職員の事務負担軽減を図るため、物資の共同購入事業を希望する29校で開始。以後、全市の学校に普及。

○他都市での設立状況

都道府県：全都道府県に設置（全て法人格）

政令指定都市（法人格）：札幌、川崎、浜松、名古屋、京都、大阪、堺、神戸、岡山、広島、北九州、福岡、横浜

政令指定都市（任意団体）：仙台、新潟、静岡

※横浜市のように、給食物資のすべてを共同購入している場合もあれば、一部物資を県給食会から調達していたり、共同調理場が直接調達していたりと、給食会が取り扱っている物資の範囲には違いがあります。

○学校給食会に係る国からの通知

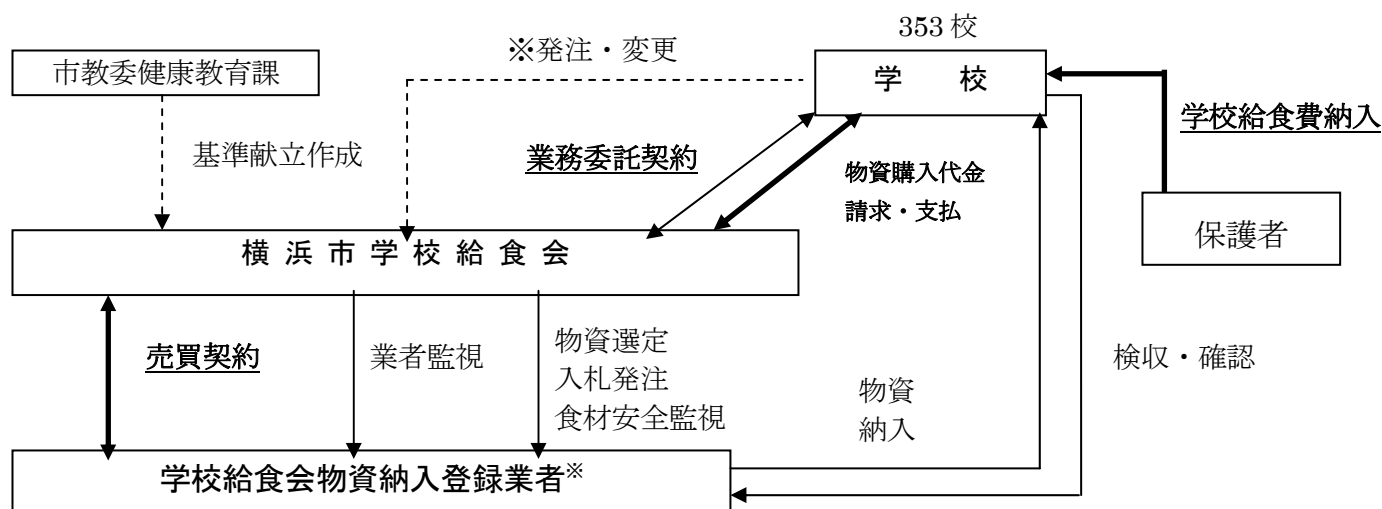
新鮮、良質かつ低廉な給食物資の計画的、安定的供給を図ることを目的とし、以下のような通知を、当時の文部省が発出しています。

「学校給食用の物資の共同購入促進について」（昭和41年12月26日 文部省体育局長通知）

共同購入事務は、原則として市町村が行うものとするが、共同購入のため既存の組織たとえば市町村の学校給食会等の団体がある場合は、じゅうぶんな指導監督のもとに、その活用を図ること。（一部抜粋）

2 現行の物資調達方法について

現行の学校給食用物資の調達及び代金支払いの主な流れは、次のとおりとなっています。



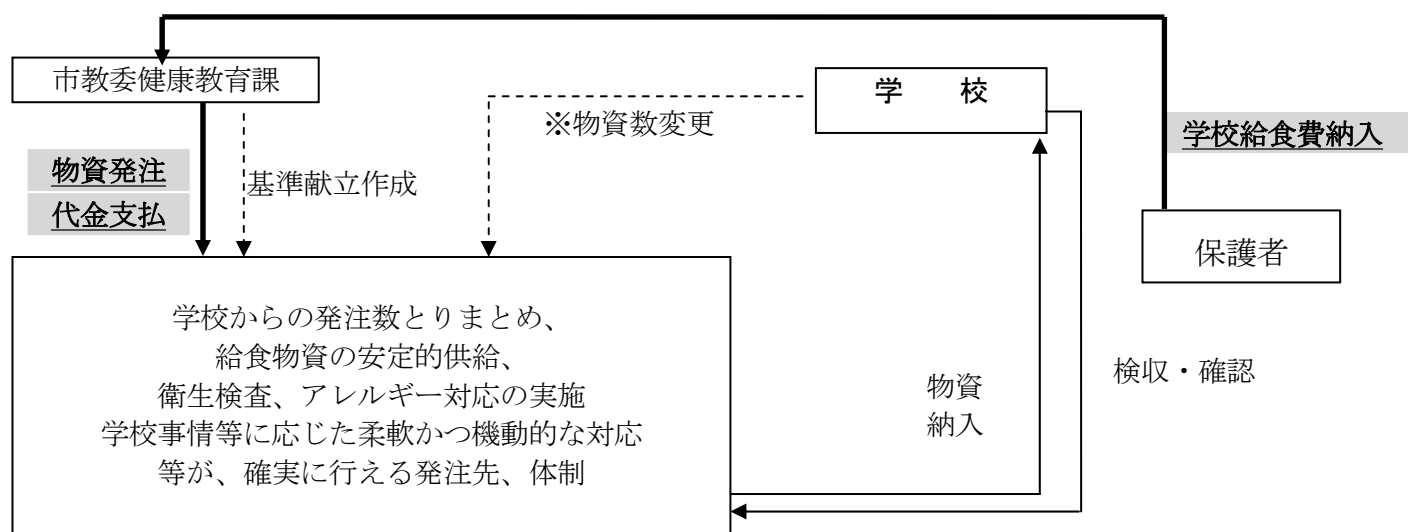
※物資納入登録業者の状況については、以下の通りとなっています。

- ・給食会への登録業者は 113 社、うち市内業者が 108 社。
- ・給食会の年間総発注額は 80 億円以上、そのうち約 9 割が市内業者への発注となっている。
残り 1 割の市外業者への発注もそのうち 9 割が牛乳となっており、それを除くと、99%が市内業者への発注となっている。

3 給食費公会計化後の物資調達方法について

給食費については、現在、各学校長が管理する私会計で処理をしていますが、平成 22 年第 4 回定例会において「横浜市学校給食費の管理に関する条例」を制定し、平成 24 年度から本市の歳入歳出予算に計上する公会計へ移行いたします。

物資調達及び代金支払いの主な流れは、次のとおりとなります。



平成 24 年 4 月からの給食費公会計化を契機に、学校給食会のあり方（給食物資の調達方法）について、他の方法と比較検討を行ってきました。

現行方式との比較、共同購入に至る経緯等を踏まえ、現時点で、教育委員会としましては、次の理由から学校給食会による共同購入方式を継続することが望ましいと考えています。

- （１）１日 20 万食に及ぶ食材の安定供給を行うことが出来るシステムの効率的、効果的な活用
- （２）学校、納入業者との信頼関係に基づく、学校事情等に応じた柔軟かつ機動的な対応
- （３）衛生検査やアレルギー対応に対して、きめ細かな対応が出来るノウハウの活用
- （４）市内企業への確実な発注による地元経済活性化への寄与

<参考>

○他の調達方法との比較検討

・市による直接発注（一括調達）

契約や支出手続きを業者単位でまとめて行うなど、効率的に行っている給食会の事務手続きに対し、市による直接発注の場合は、市の会計、契約規則に則り調達が行われるため、契約や支出の手続きを 1 件ごとに行う必要があり、事務作業が膨大となる。（約 2,300 件／年の契約・支払業務）

事務量の増を押さえるため、現行の発注単位をまとめて、件数を減らすことも考えられるが、業者が請け負う調達規模や配送箇所が増えることになり、現在請け負っている中小企業が対応出来なくなるおそれもある。

・学校による直接発注（個別発注）

学校のニーズに応じた柔軟な発注が可能となるが、発注から契約、支払いの事務が各学校の負担となる。

また、少量の発注では食材単価が上がることや、現在、学校仕様として特注している冷凍食品のように、一定の発注量が必要なものは、共同発注でしか対応できないことが見込まれる。

それを避けるため、一部の物資で共同購入方式を導入することも考えられるが、調達方式が複線化し、学校の事務負担が増えることになる。

・民間一括委託

大手小売業者や商社等が物資を一括大量調達することで食材費を安くできる可能性はあるが、その仕入れは契約農家等、業者が確保しているルートからの仕入れになると思われ、市内中小企業や地元産材の活用が激減するおそれがある。

4 学校給食会の改善について

次に挙げる課題については、引き続き検討し、改善に努めてまいります。

(1) 物資発注に伴う契約の見直しについて

ア 発注変更期間の見直し

これまで、物資発注量の変更は原則中3日前（米、パン、飲用品は中2日前）までとしていましたが、各食材の物資調達状況を踏まえて、今後は、原則中2日前までとします。

ただし、中1日前で対応可能な物資は中1日前まで、事前に加工等の必要があるものは、その期間を考慮して、変更可能日を設定します。

イ 大規模災害等非常時の対応について

大規模災害などに伴い、複数日にわたる給食中止となった際の、教育委員会を含めた意思決定のプロセスや業者との間の危険負担、補償等の規定について明文化します。

(2) 学校給食会の体制について

現在、給食会は市OB職員が大半を占める体制となっていますが、それぞれの担当業務に応じた専門職の配置をすすめるとともに、校長OBを、経験の活かせる業務への配置に限定し、順次削減するなどして、体制の改善を図ります。